調査及び懲戒処分等の件数等の推移

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調査開始事案数			17　<6>	32　<4>	34　<6>	58　<6>	18　<5>
処分等件数（人数）			20（222）	27（54）	32（159）	57（267）	16（30）
	懲戒処分件数（人数）		17（114）	21（26）	27　（83）	30　（94）	10（21）
		免　職	4　（11）	8　（9）	11　（11）	6　（9）	4　（4）
		停　職	3　（9）	2　（2）	1　（1）	8　（9）	1　（1）
		減　給	8　（22）	4　（4）	9　（17）	7　（36）	2　（3）
		戒　告	10　（72）	10（11）	13　（54）	17　（40）	6（13）
	矯正措置件数（人数）		10（108）	9（28）	14　（76）	38（173）	8　（9）

㈱1　<　>は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

2　1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分件数と一致しない。

3　1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

⑵　倫理法等違反事案の概要

平成21年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は次のとおりである。

平成21年度倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号、第６号及び第５条第１項違反）	免職（１人） 減給２月（1／10）（２人） 戒告（６人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者に自宅外構工事を施工させ、当該工事代金（約49万円～52万円相当）を支払わず無償の役務提供を受けたほか、ビール（約5,000円）の贈与及び飲食の接待（約6,300円）を受け、また利害関係者以外の事業者から煎餅（約1,000円）の贈与及び飲食の接待（約13,000円）を受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、当該職員については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 また、別の職員７人が、上記事業者を含む利害関係者である事業者らから飲食の接待（約6,300円～約14,000円）を受けたもの。 さらに別の職員１人が、上記事業者を含む利害関係者である事業者らから飲食の提供（5,000円）を受けたほか、利害関係者以外の事業者から飲食の接待（約9,000円）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたもの。
2	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	法務省の施設等機関の職員１人が、行政指導の相手方として利害関係者である者から、有利便宜な取り計らいを得たいなどの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同者に指示を受けた第三者を通じて現金70万円の供与を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	利害関係者から物品の贈与を受け、共に飲食をし、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第６号、第７号又は第５条第１項違反）	減給３月（1／10）（１人） 戒告（３人）	法務省の地方支分部局の職員１人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者から、中元・歳暮として10回にわたり贈答品の贈与（合計30,000円相当）を受け、４回にわたり飲食の接待（合計36,000円相当）を受け、うち少なくとも１回は平成17年３月以前に共に飲食をしたほか、利害関係者以外の事業者から、中元・歳暮として８回にわたり贈答品の贈与（合計24,000円相当）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 別の職員１人が、利害関係者である上記事業者からビール券の贈与（3,000円相当）を受けたほか、２回にわたり飲食の接待（合計18,000円相当）を受けたもの。 さらに別の職員２人が、上記事業者から４回又は２回にわたり飲食の接待（合計36,000円相当又は合計14,000円相当）を受け、うち少なくとも１回は平成17年３月以前に共に飲食をしたもの。 なお、懲戒処分が行われた者については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 （他の職員１人については、行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
4	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	停職３月（１人）	法務省の施設等機関の職員１人が、利害関係者以外の事業者から、飲食の供応接待（金額不明）を受け、風俗嬢のサービス提供料金（２万円ないし３万円）、宿泊代金（約8,500円）、タクシー代金（約3,000円）の供与を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	法務省の施設等機関の職員１人が、行政指導の相手方として利害関係者である者から、有利便宜な取り計らいを受けた謝礼等の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同者に指示を受けた第三者を通じて外国旅行に係る往復航空券（約32,000円）の贈与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。